

議案 24 号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会  
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

令和 7 年第 1 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第　　号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月　　日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聰　　子

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条　杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「及び第15条」を削る。

第2条　杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

第3条　杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

第4条　杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第8項中「、第11条から第13条まで及び第15条」を「及び第11条から第13条まで」に改める。

附則第21条第8項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附則第23条第8項中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

附　　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当を支給することとする必要がある。

## 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(特定職員についての適用除外)	(特定職員についての適用除外)
第31条 略	第31条 略
2 第11条から第13条まで_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	2 第11条から第13条まで <u>及び第15条</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
3 略	3 略

## 第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(扶養手当_____についての適用除外)	(扶養手当 <u>及び住居手当</u> についての適用除外)
第32条の2 第11条 <u>及び第12条</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第32条の2 第11条、 <u>第12条及び第14条</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

## 第3条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(扶養手当_____についての適用除外)	(扶養手当 <u>及び住居手当</u> についての適用除外)
第35条 第14条 <u>及び第15条</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第35条 第14条、 <u>第15条及び第17条</u> の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第4条による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を  
改正する等の条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
第3条 略	第3条 略
2～7 略	2～7 略
8 杉並区職員の給与に関する条例第6 条の2 <u>及び第11条から第13条まで</u> <u>_____</u> の規定は、暫定再任用職員 には適用しない。	8 杉並区職員の給与に関する条例第6 条の2、 <u>第11条から第13条まで及</u> <u>び第15条</u> の規定は、暫定再任用職員 には適用しない。
9 略	9 略
第21条 略	第21条 略
2～7 略	2～7 略
8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する 条例第7条の2、第11条 <u>及び第1</u> <u>2条</u> <u>_____</u> の規定は、暫定再任用 職員には適用しない。	8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する 条例第7条の2、第11条、 <u>第12</u> <u>条及び第14条</u> の規定は、暫定再任用 職員には適用しない。
9 略	9 略
第23条 略	第23条 略
2～7 略	2～7 略
8 改正後の学校教育職員給与条例第9 条、第14条 <u>及び第15条</u> <u>_____</u> の規定は、暫定再任用職員には適用し ない。	8 改正後の学校教育職員給与条例第9 条、第14条、 <u>第15条及び第17条</u> <u>_____</u> の規定は、暫定再任用職員には適用し ない。
9 略	9 略